

介護予防・日常生活支援総合事業における報酬単価の見直しに係るQ A

※現時点での考え方を掲載します。今後国・県等から発出される通知等により、変更になる場合があります。

NO	カテゴリ	問	答	掲載日
1	訪問サービス (従前相当サービス)	「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」と「生活援助が中心である場合」のサービス内容の違いは何ですか。	「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」とは、生活援助と身体介護のサービスを提供するものです。 「生活援助が中心である場合」とは、生活援助のみサービス提供するものです。	4月30日
2	訪問サービス (従前相当サービス)	1回に、20分～45分の生活援助サービスと短時間の身体介護サービスを算定できますか。	1回当たりに複数のサービスを組み合わせての算定は想定されていません。このような場合は、標準的なサービスで算定してください。 ただし、月当たりの上限単位数は、3,727単位です。	4月30日
3	訪問サービス (従前相当サービス)	「生活援助が中心である場合」の算定方法について教えてください。	生活援助のみの利用で（1回当たり単価）×（提供回数） ・所要時間20分以上45分未満 179単位 ・所要時間45分以上 220単位 ※いずれも月当たり上限3,727単位 【例】 ①事業対象者、要支援1、2の利用者が、所要時間20分以上45分未満で週1回（月4回）利用した場合 ⇒179単位×4回で請求 ②事業対象者、要支援1、2の利用者が、所要時間20分以上45分未満で週1回（月4回）、所要時間45分以上で週1回（月4回）利用した場合 ⇒179単位×4回+220単位×4回で請求	4月30日
4	訪問サービス (従前相当サービス)	「短時間の身体介護が中心である場合」とは、どのようなサービス内容を想定していますか。	排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助といった利用者の生活にとって必要な短時間の身体介護を想定しています。訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェック、声かけ等のサービス提供の場合は算定できません。（兵庫県訪問介護の手引き、平成12年3月17日厚労省通知「老計10号」参照）	5月1日
5	訪問サービス (従前相当サービス)	「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」の提供時間及び身体介護と生活援助それぞれの提供時間に規定はありますか。	ありません。ケアプランに身体介護及び生活援助が位置付けられている場合は算定可能です。ただし、単なる体調確認や声かけでは算定できません。「生活援助が中心である場合」を算定してください。（兵庫県訪問介護の手引き、平成12年3月17日厚労省通知「老計10号」参照）	5月1日
6	訪問サービス (従前相当サービス)	「生活援助が中心である場合」「短時間の身体介護が中心である場合」の算定回数の上限はありますか。	月あたりの上限を回数から単位数に変更しています。 （1回あたりの単価）×（提供回数）で算定しますが、1月に算定できる単位の上限は3,727単位です。	5月1日

7	訪問サービス (従前相当サービス)	「1週あたりの標準的な回数を定める場合」はどんな時に算定できますか。	「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」を1週あたりに回数を規程して利用する場合に算定できます。「生活援助が中心である場合」「短時間の身体介護が中心である場合」については、回数で算定し、1月の単位数上限が3,727単位になります。	5月1日
8	訪問サービス (従前相当サービス)	「短時間の身体介護が中心のサービス」は何分で すか。	20分未満を想定していますが、規定時間はありません。利用者の状態に応じたケアプランを作成してください。	5月1日
9	訪問サービス (従前相当サービス)	「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」は1月内に他のサービスと組み合わせて算定できますか。	「生活援助が中心である場合」「短時間の身体介護が中心である場合」と組み合わせることができます。 【例】 事業対象者、要支援1、2の利用者が、「生活援助が中心である場合」で所要時間20分以上45分未満で週1回(月4回)、「標準的な内容の指定相当 訪問型サービス」で週1回(月4回)利用した場合 ⇒179単位×4回+287単位×4回で請求	5月1日
10	訪問サービス (従前相当サービス)	20分から45分の生活援助を週に1回程度(月に5回)利用した場合は、週あたりの標準的な回数を定めた週1回程度利用する場合の1,176単位となりますか。	なりません。 20分から45分の生活援助、45分以上の生活援助、短時間の身体介護に関しては回数で計算してください。 【例】179単位×5回で請求 ※月当たりの上限は3,727単位	5月9日
11	訪問サービス (従前相当サービス)	標準的なサービスについて、回数を定める場合と月当たりの回数を定める場合は、どのように算定しますか。	※標準的なサービスを利用する場合、サービスコード表の「イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合」と「ロ 1月当たりの回数を定める場合」のいずれかにより算定することになります。 「イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合」 週1回程度利用する場合 1,176単位 週2回程度利用する場合 2,349単位 週2回を超える程度利用する場合 3,727単位 「ロ 1月当たりの回数を定める場合」の算定例 月に4回利用する場合 287単位×4回=1,148単位 月に8回利用する場合 287単位×8回=2,296単位 月に12回利用する場合 287単位×12回=3,444単位	5/9 【表現を修正】9/18

12	訪問サービス (従前相当サービス)	月に標準的なサービスを9回利用し、20分から45分の生活援助を5回利用した場合の請求方法はどのように算定しますか。	【誤】1週に2回程度の場合—2,349単位+(179単位×5回)=3,244単位 【正】算定は、次の2パターンが考えられる。 ・1週当たりの標準的な回数を定める場合—3,727単位 ・1月当たりの回数を定める場合—(287単位×9回) + (179単位×5回) = 3,478単位 — 【訂正理由】 —訪問型サービス費は、月当たりの定額払い(1週当たりの標準的な回数を定める場合)又は利用1回ごとの出来高払い(1月当たりの回数を定める場合)によることとされているため、月当たりの定額払いに属する算定項目と、利用1回ごとの出来高払いに属する算定項目を組み合わせることはできないため。 ※根拠：介護保険最新情報Vol.1222（令和6年3月15日）7ページ	【削除】 新たな質問項目として NO.28へ追加
13	訪問サービス (従前相当サービス) (ターミナル) (生活援助)	「1週に2回を超える程度の場合」の対象者は、要支援2の人だけでよいですか。	訪問サービスについては、頻度による対象者の限定はありませんので、事業対象者、要支援1、要支援2の方が対象となります。利用者の状態に応じたケアプランを作成してください。	5月9日
14	訪問サービス (従前相当サービス)	「短時間の身体介護が中心である場合」のサービスを一日のうちに複数回、利用できますか。	複数回利用できます。1回当たりの単位数×回数で請求してください。ただし、前回提供したサービスから連続したサービス提供はできません。	5月9日
15	訪問サービス (従前相当サービス)	45分で終了する「生活援助が中心である場合」のサービスの単価は、何単位ですか。	生活援助が中心の指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間が45分で終了するものは179単位、前述の時間から更に要するものは220単位で算定してください。	5月9日
16	通所型サービス (従前相当サービス)	送迎減算について、往復で1回とするのか、片道で1回とするのでしょうか。	事業所が送迎を行わない場合、片道につき47単位減算です。 事業所が送迎を行わない場合で、1週当たりの標準的な回数を事業対象者、要支援1で算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で減算 事業対象者、要支援2で算定している場合は、1月につき752単位の範囲内で減算	5月9日
17	通所型サービス (従前相当サービス)	「介護予防型通所サービス（従前相当サービス）サービスコード表」における、「A61121」「A61123」欄の「事業対象者（※特別な事情がある場合）」とは、どのような場合のことでしょうか。	退院直後で集中的にサービスを利用することで、改善や自立支援につながると考えられるケース等です。	11月27日

18	通所型サービス (従前相当サービス)	通所型サービスも訪問型サービス同様、月額包括報酬が1回ごとの回数制を選択するのでしょうか。	訪問型サービスのように選択するのではなく、その月の実績により算定してください。 1週当たりの標準的な回数を定めて4週の月は回数制で算定。また、週1回程度・週2回程度の利用が5週ある月は、月額包括報酬で算定してください。 なお、1月当たりの回数を定める場合で事業対象者及び要支援1の人は、1月の中で全部で4回まで、事業対象者及び要支援2の人は、1月の中で全部で8回まで利用できます。これらを超えることは不可。	【修正】 NO.22へ
19	通所型サービス (従前相当サービス)	①事業対象者・要支援1の利用者が、週1回利用した場合の算定方法は。 ②事業対象者(※特別な事情がある場合)・要支援2の利用者が、週2回利用した場合の算定方法は。	①の場合：4週の月は、436単位×4回=1,744単位 —————5週の月は、1,798単位 ②の場合：4週の月は、447単位×8回=3,576単位 —————5週の月は、3,621単位	【削除】 新たな質問項目として NO.23へ追加
20	通所型サービス (従前相当サービス)	—要支援1の利用者が月途中で新規契約(契約日：●月10日、利用開始日：同月10日から)する場合。 —毎週火曜日にサービスを利用するプランで、月途中から4回利用(火曜日は5週あり)すると —請求は436単位×4回=1,744単位でよいか。	算定方法は以下の通りです。 —サービスを利用する曜日が5週ある場合は、月額包括報酬となるため日割りで算定します。 例) サービス算定対象期間 10日～31日 22日 —22日×59単位=1,298単位—となります。 ※契約日と利用開始日が異なる場合、利用者とサービス事業者双方の合意があれば、利用開始日を起算日に用いることも可能です。	【削除】 新たな質問項目として NO.25へ追加
21	訪問サービス (従前相当サービス)	加古川市介護予防型訪問サービス(従前相当サービス)サービスコード表の「□1月当たりの回数を定める場合(1)標準的な内容の指定相当訪問がサービスである場合)」のプランで利用が13回(287×13=3,731)になった場合、上限3,727単位を超えるため、月額包括報酬コードで請求してよいか。	算定の考え方は以下の通りです。 ・サービス提供したコードを変更して請求することは想定していない。 ・「□1月当たりの回数を定める場合(1)標準的な内容の指定相当訪問がサービスである場合)」のプランで上限3,727単位を超えるようなサービス提供は、原則、月額包括報酬のサービス提供と考えるためプランの変更を行うことが望ましい。仮に自費利用などを併用して上限3,727単位を超えた場合でも、287単位×12回=3,444となり、残りの1回分287単位は自費請求となるが、そもそも通常のサービス提供において自費が必要になるようなプランは、月額包括報酬のプランになると考えられる。 【参照：介護保険最新情報Vol.1222(令和6年3月15日)6ページ 2訪問型サービス費】 ※月額包括報酬のプランで5週目がある際、5、9、13回以降のサービスを提供しないのは不適切事例と考えられる。プランに沿った適切なサービス提供をするように留意すること。	12月26日

22	通所型サービス (従前相当サービス)	通所型サービスも訪問型サービス同様、月額包括報酬か1回ごとの回数制を選択するのでしょうか。	お見込のとおりです。 訪問型サービスの算定の考えと同様、サービスコード表の「イ1週当たりの標準的な回数を定める場合」と「ロ1月当たりの回数を定める場合」のいずれかにより算定することになります。 【考え方】従来より、4週ある月は回数制、5週ある月は月額包括報酬で算定していましたが、算定は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、「指定通所型サービス事業所で、指定相当通所型サービスを行った場合に、ケアプランに位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する」と定められていることから、暦により変化するものではありません。	2月12日
23	通所型サービス (従前相当サービス)	要支援1の利用者が、月に4回利用した場合の算定方法を教えてください。	サービスコード表の「イ1週当たりの標準的な回数を定める場合」と「ロ1月当たりの回数を定める場合」のいずれかにより算定することになります。 【算定の考え方】 ○イ1週当たりの標準的な回数を定める場合のケアプランを位置付けている場合 ・事業対象者・要支援1 1,798単位 利用者の状態像の変化等により当初予定していた提供回数を変更した場合でも1,798単位です。 ※日割算定事由に該当する場合は、日割り算定してください。 ○ロ1月当たりの回数を定める場合のプランを位置付けている場合 ・実際の利用実績により、算定してください。 要支援1の場合 436単位×4回=1,744単位 ※この場合、5週あっても上限は4回までですので、適切なアセスメント、サービス担当者会議等により利用者にとって適切なサービスを勧案してケアプランの位置づけをしてください。	2月12日

24	通所型サービス (従前相当サービス)	要支援2の利用者が、週に1回しか利用しない場合の算定方法を教えてください。	回数制での算定になります ○ロ1月当たりの回数を定める場合のプランに位置付け ・実際の利用実績により算定してください。 447単位×利用実績回数 【考え方】 ○イ1週当たりの標準的な回数を定める場合、要支援2は週2回の利用が想定されておりその回数に満たないため、ロ1月当たりの回数を定める場合のプランに位置付ける	2月12日
25	通所型サービス (従前相当サービス)	要支援1の利用者が月途中で新規契約（契約日：○月10日、利用開始日：同月10日から）する場合の算定方法を教えてください。	○イ1週当たりの標準的な回数を定めるプランを位置付けている場合 ・日割りにより算定してください。 22日(算定対象期間10日～31日)×59単位=1,298単位 ○ロ1月当たりの回数を定めるプランを位置付けている場合 ・実際の利用実績により算定してください。 436単位×利用実績回数	2月12日
26	通所型サービス (従前相当サービス)	R7.2.12付 加高地3898号通知の算定の考え方を踏まえ、イ月額報酬プラン又はロ回数制プランのどちらを提供しているか関係者間で認識が異なる場合は、サービス担当者会議が必要ですか。	省略しても構いません。 その場合は、選択している各サービスの内容や単位数について、利用者及び指定介護予防・通所型サービス事業所、介護支援専門員が十分共有し認識を合わせ、後にトラブルにならないよう利用者の理解を得たうえで、「イ1週当たりの標準的な回数を定める場合」で算定するのか「ロ1月当たりの回数を定める場合」で算定するのかを決定し、支援経過記録等に記録しておいてください。 【考え方】 今回のプランの位置づけは、利用者の状況・状態に変化がないことを前提に、支援経過等の記録で留めるが、今後、利用者の状況・状態の変化によりプランの見直しが必要となった場合は、ケアマネジメント過程を踏むこと。	2月14日
27	訪問型サービス 通所型サービス (従前相当サービス)	感染症や災害の発生等に伴い事業所が休業した場合の月額包括報酬は日割請求が可能ですか。	休業のため計画したサービスが提供できなかった場合は、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして日割り計算を行うことは可能です。 【参照:介護最新情報vol.779問4(答)】 この場合、休業期間があったが振替を行い休業の影響を受けなかった場合は、月額包括報酬で請求となります。	2月21日

28	訪問型サービス (従前相当サービス)	月に標準的なサービスを9回利用し、20分から45分の生活援助を5回利用する場合、月額包括報酬で算定できますか。	月額包括報酬で算定は行わず、回数制での算定になります。 ・ 1月当たりの回数を定める場合 (287単位×9回) + (179単位×5回) = 3,478単位 ※月に標準的なサービスと合わせて生活援助中心、身体介護中心のサービスを混合して利用する場合は回数制で算定する 【考え方】 【令和7年3月27日加高地第4441号】加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの概要説明及び資料別紙① 別紙②-1、2、3を参照ください。 【令和7年3月27日加高地第4441号】通知文の掲載場所 【市ホームページ】トップページの「キーワードで検索する」へ未入力のままクリック) >組織から探す>福祉部>高齢者・地域福祉課>介護・福祉>介護予防・日常生活支援総合事業>通知・説明会等資料	3月27日
----	-----------------------	---	--	-------

【総合事業に関する通知等の掲載場所】

『市ホームページ』

トップページ > (検索をクリック)>組織から探す > 福祉部 > 高齢者・地域福祉課 > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 通知・説明会等資料